

だい 4 き いわ て け ん ぶ ん か げ い じ ゅ つ し ん こ う し し ん
第4期岩手県文化芸術振興指針

そ あ ん
(素案)

き ほん て き ほう こ う せい せ さ く ぐ た い て き す い し ん
「基本的方向性」 「施策の具体的推進」

ば っ す い ば ん
抜粋版

い わ て け ん
岩 手 県

もくじ
目次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1
1	指針策定の趣旨	1
2	対象とする文化芸術の範囲	2
3	指針の位置付け	3
4	指針の適用期間	3
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	4
1	社会経済情勢等の変化	4
2	県や国の動き	5
3	施策の取組状況	7
4	文化芸術に関する意識	14
5	指針策定に向け踏まえるべき視点	21
III	基本的方向性	22
1	基本目標	22
2	基本理念	22
3	各分野等における目指す姿	23
4	施策の基本方向	25
5	施策体系	28
IV	施策の具体的推進	30
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	30
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	34
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	36
4	障がい者による文化芸術活動の総合的推進	37
5	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	39
6	重点的取組事項	40
V	指針の推進	46
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進	46
2	施策の評価	48
	[指標と目標値一覧]	49

III 基本的方向性

1 基本目標

ゆたか れきし ぶんか う つ
豊かな歴史や文化を受け継いで
けんみんだれ ぶん かげいじゆつ した そうぞう
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる
みりよく いわて
魅力あふれる岩手

いわて ふうど つちか 豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

2 基本理念

じょうれい もと かがしにほんだいしんさいつなみ けいけん ふ まえて ぶん かげいじゆつ しんこう あ
条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たって
かんが かつ きぼん
の考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ぶん かげいじゆつ つう ひがしにほんだいしんさいつなみ ふっこう
文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- けんみんひとり しゆたいせい そんちょう そうぞうせい はつき
県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- けんみんだれ かんしょう さんか そうぞう かんきょう せいび
県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- けんみん きょうつうざいさん しょうらいせだい けいしょう
県民の共通財産としての将来世代への継承
- ぶん かげいじゆつ つう けんないがい ちいきかんこうりゆう せっきよくてき すいしん
文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- けんみん みんかんだんたいとう しちょうそん けん やくわり りかい きょうどう
県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ぶん かげいじゆつかつどう おこな こじん だんたい けんみん いけん はんえい
文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通じて、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

(1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が生まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。

- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。
- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

(4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」の5つを施策の基本方向とします。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波の復興支援のつながりを生かした様々な文化芸術活動を通じて、人的・経済的な交流を推進していくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会を拡大することが必要です。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ活動できるよう、デジタル技術も活用しながら、支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー¹を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

¹ アイデンティティー：主体性（しゅたいせい）。自己同一性（じこどういつせい）。自己（じこ）が環境（かんきょう）や時間（じかん）の変化（へんか）にかかわらず、連続（れんぞく）する同一（どういつ）のものであること。

(4) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

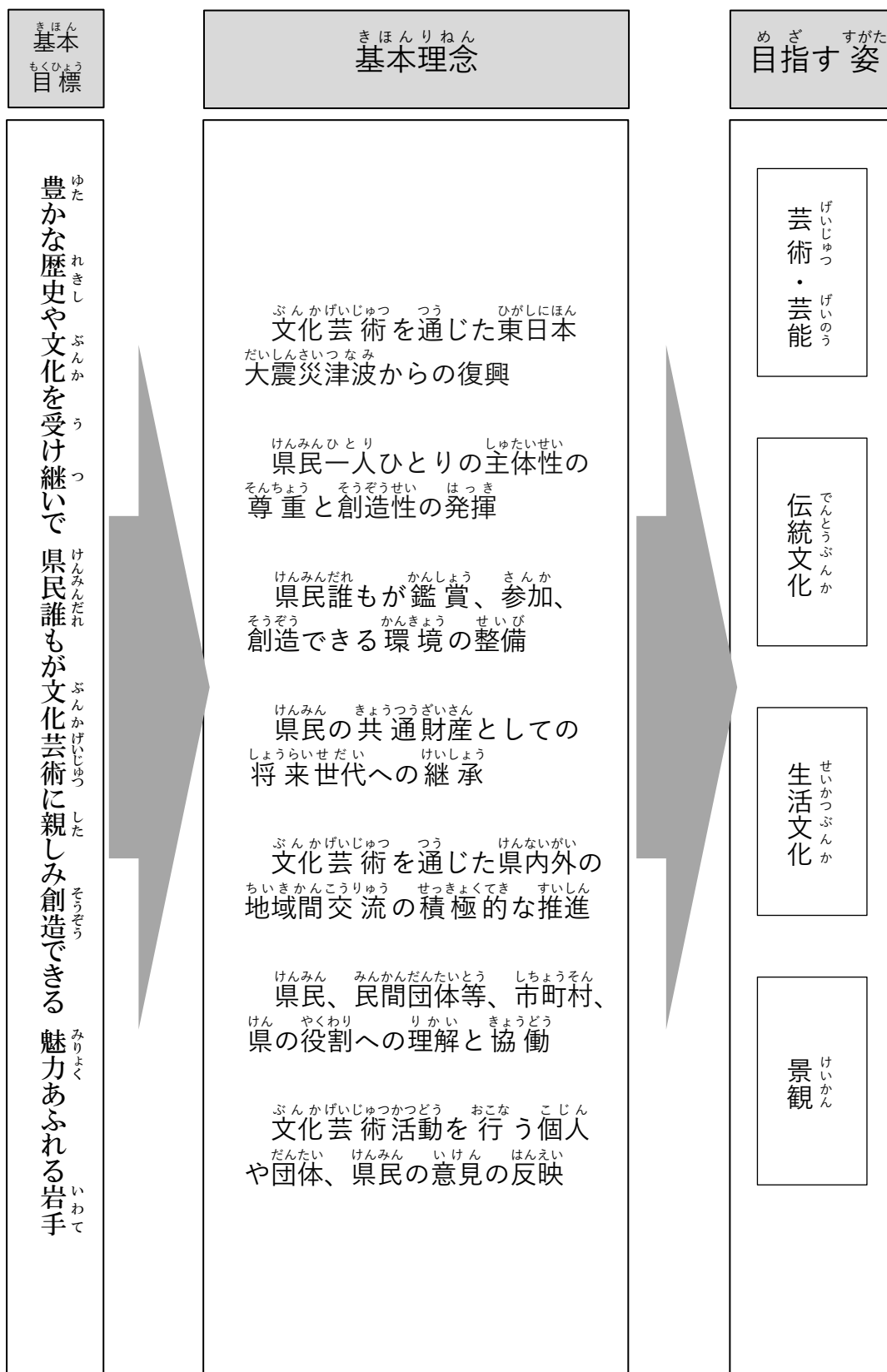
文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。障害者文化芸術推進法に基づき、障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。

(5) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

5 施策体系



施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
 - (1) 東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進★
 - (2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進★
 - (3) 世界遺産を活用した文化観光の推進★
 - (4) 民俗芸能の保存・継承の支援★
 - (5) 文化財等の保存と活用
 - (6) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
 - (7) 文化芸術を通じた交流の推進
- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - (1) 県民の文化芸術活動の支援
 - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
 - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
 - (4) 若者の文化芸術活動の支援
 - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
 - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
 - (7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実★
- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
 - (1) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
 - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (3) 文化観光の取組を生かした情報の発信
 - (4) 国内外における公演や展示などへの支援
 - (5) 大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施
- 4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
 - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援★
 - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
 - (3) 県文化芸術ホームページやSNS等による情報の発信
 - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
- 5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
 - (1) 文化芸術の活性化を図るための支援
 - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
 - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
 - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
 - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築★

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

(1) 東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進

- 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を展開します。

(2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進

- 本県が有する3つの世界遺産を、人類共通の財産として継承していくため、県民の保存管理への理解を深める取組を実施するとともに、関係自治体と連携し、適切な保存管理と活用の取組を進めます。
- 世界遺産等に対する興味・関心を高め持続させていくため、児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会の開催など、価値の普及に取り組みます。
- 「平泉の世界遺産」の価値を広く世界中に伝えるため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、その魅力の発信などに取り組みます。
- 「平泉の世界遺産」の世界遺産への拡張登録について、柳之御所遺跡の調査研究の推進や、関連遺跡の調査等の支援など、関係自治体と連携した取組を進めます。

(3) 世界遺産を活用した文化観光の推進

- 本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を地域振興につなげるため、相互に連携・交流を行いながら、一体的な取組を推進し、国内外に向けた魅力向上・来訪促進・周遊促進を図ります。
- 平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、世界遺産や関連史跡、関連施設との連携を深めながら、文化資源の活用による文化観光の取組を推進します。

(4) 民俗芸能の保存・継承の支援

- 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた取組を推進するとともに、地域等と連携して指導環境の充実を図ります。
- 民俗芸能をはじめとする文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組み機会と文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」

への団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化を図るとともに、地域内外からの担い手の確保につながるよう、民俗芸能の魅力や価値を発信します。

- ・ 民俗芸能など伝統文化を生かした交流人口の拡大を図るため、市町村や民俗芸能団体と連携し、訪日外国人等向けに本県が誇る民俗芸能の魅力を発信するなど、観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 本県の多彩な民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

(5) 文化財等の保存と活用

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、市町村の文化財保存活用地域計画の作成に向けて情報提供や助言を行うとともに、現地調査等による文化財保護の取組を推進します。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財の保護・伝承を行うため、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、日本遺産、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー²や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・ 地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を推進します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】

(6) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。

² ユニークベニュー：歴史的建造物（れきしてきけんぞうぶつ）、文化施設（ぶんかしせつ）や公的空間等（こうてきくうかんとう）で、会議（かいぎ）・レセプションを開催（かいさい）することで特別感（とくべつかん）や地域特性（ちいきとくせい）を演出（えんしゅつ）できる会場（かいじょう）

- ・ マンガや映像など本県の特色ある文化について、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。
- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット³を中心とした展覧会を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。
- ・ 農山漁村に受け継がれてきた食文化について、「食の匠」⁴による継承・伝承活動を促進するため、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会などの取組を支援します。

(7) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を生かした交流を推進するため、本県の文化芸術の祭典である「岩手芸術祭」への参加者や鑑賞者の拡大に向けた取組を行うとともに、芸術体験の機会の提供などを通じて、県民が身近に交流できる機会を提供します。
- ・ 国内外の芸術家が滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどを促進し、国内外との交流を推進します。
- ・ 歴史的建造物、郷土食や民俗芸能などの文化、郷土史などの知識や伝統技術などを有する人材等の地域資源について、維持・保存するとともに、住民生活や地域産業との調和を図り、観光資源としても活用しながら、サステナブルツーリズム⁵を促進します。
- ・ 若者や外国人に人気となっているマンガやアニメの舞台やモデルになった地域や場所を訪れる聖地巡礼などの観光ルートの開発を推進します。
- ・ 「平泉」、橋野鉄鉦山（「明治日本の産業革命遺産」）、御所野遺跡（「北海道・北東北の縄文遺跡群」）の3つの世界遺産や「十和田八幡平国立公園」、「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を展開します。【再掲】

³ アール・ブリュット：「生（き）の芸術（げいじゆつ）」と訳（やく）され、伝統（でんとう）や流行（りゅうこう）う）、教育（きょういく）などに左右（さゆう）されず、自身（じしん）の内側（うちがわ）から湧（わ）き上（あ）がる衝動（しょうどう）のままに表現（ひょうげん）した芸術（げいじゆつ）のこと。

⁴ 食の匠（しょくのたくみ）：岩手県（いわてけん）の食文化（しょくぶんか）の発信活動（はっしんかつどう）を促進（そくしん）し、地域活性化（しいきかつせい）を促（うなが）すために、長年（ながねん）培（つちか）われてきた郷土料理等（きょうどりょうりとう）の優（すぐ）れた技術（ぎじゆつ）を有（ゆう）する者（しゃ）を「食の匠（しょくのたくみ）」として認定（にんてい）する制度（せいど）。

⁵ サステナブルツーリズム：訪問客（ほうもんきゃく）、産業（さんぎょう）、環境（かんきょう）、受入（うけい）れ地域（ちいき）の需要（じゅうよう）に適応（てきおう）しつつ、現在（げんざい）と未来（みらい）の環境（かんきょう）、社会文化（しゃかいぶんか）、経済（けいざい）への影響（えいきょう）に十分（じゅうぶん）配慮（はいりょ）した観光（かんこう）のこと。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

(1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会を充実を図ります。
- ・県民の文化芸術活動の活性化に向け、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントの開催を通じて次世代を担う子どもたちの参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・地域の祭りや地域性豊かな様々な文化活動を守り、継承していくため、地域の文化活動などに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気醸成を促進します。

(2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。
- ・本県の文化芸術の振興に著しく寄与した方や団体及び岩手ならではの文化の創造や本県の文化芸術の魅力を発信した方や団体などの表彰を行います。

(3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国内外からの評価が高い音楽家や芸術家などとの交流機会を提供します。
- ・文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会など部活動を通じた取組を推進します。
- ・文化部活動の地域移行に伴う受入体制の整備を進め、地域において子どもたちが文化芸術に継続して親しむ機会の確保に取り組めます。
- ・心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

(4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

(5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

(6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、積極的に文化芸術活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- ・ 岩手県障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

(7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実

- ・ オンライン配信等のデジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無、居住する地域に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(1) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページやSNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財など岩手の文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関する情報のホームページなどによる提供と活用を推進します。
- ・ マンガや映像など本県の特徴ある文化について、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進め、交流の機会の拡大に取り組みます。

【再掲】

(2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

(3) 文化観光の取組を生かした情報の発信

- ・ 文化観光を推進し、人的、経済的交流を図るため、本県が有する3つの世界遺産、民俗芸能をはじめとする多様な文化資源の魅力を発信します。
- ・ 「平泉の世界遺産」の価値を広く世界中に伝えるため、平泉世界遺産ガイドンスセンターを拠点とし、その魅力の発信などに取り組みます。【再掲】
- ・ 平泉世界遺産ガイドンスセンターを拠点とし、世界遺産や関連史跡、関連施設との連携を深めながら、文化資源の活用による文化観光の取組を推進します。

【再掲】

(4) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県の妖怪などの数多くの伝承・民話や民俗芸能など本県の特徴ある文化を国内外に発信します。

(5) 大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施

- ・ 大阪・関西万博等の国家規模のイベントや日本博2.0などの文化プログラムを活用し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 岩手県障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】
- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュットを中心とした展覧会を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、岩手県障がい者芸術活動支援センターにおいて支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。

(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化に向け、「岩手芸術祭」や芸術体験イベントへの参加を促進するなど、障がい者が身近に文化芸術を体験できる機会を設けるとともに、障がいの有無に関わらず文化芸術活動を通じて県民が交流できる機会を提供します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の機会を提供します。

(3) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページやSNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。

(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術情報を発信します。

(5) 岩手県文化振興基金⁶による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動に対して支援を行います。

⁶ 岩手県文化振興基金（いわてけんぶんかしんこうしん）：昭和（しよわ）55年（ねん）に設立（せつりつ）した文化事業（ぶんかじぎょう）に対（たい）して助成（じよせい）を行（おこな）う基金（ききん）。公益財団法人岩手県文化振興事業団（こうえきざいだんほうじんいわてけんぶんかしんこうじぎょうだん）が所管（しよかん）。

5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

(1) 文化芸術活動の活性化を図るための支援

- 文化芸術活動団体間等の連携や文化芸術の担い手不足など地域の実情に応じた文化芸術活動における課題を把握し、解決に向けた支援を行います。
- 県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを設置することなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズとのマッチングに取り組みます。

(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント⁷研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

(3) 若手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、若手県文化振興基金により、文化芸術活動に対して支援を行います。
- 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「若手版アーツカウンシル」の構築に向けた取組を推進します。

⁷ アートマネジメント：公的機関（こうてききかん）や企業（きぎょう）の文化支援（ぶんかしえん）についての新しい考（かんが）え方（かた）。音楽（おんがく）や演劇（えんげき）などの芸術（げいじゆつ）の世界（せかい）に、企業経営（きぎょうけいえい）の手法（しゅほう）を取（と）り入（い）れようとするもので、より質（しつ）の高（たか）い演劇（えんげき）や音楽（おんがく）を多（おお）くの人々（ひとびと）が楽（たの）しめることを目的（もくてき）とした運営活動（うんえいかつどう）。芸術経営（げいじゆつけいえい）。

だい 4 き いわてけんぶん かげいじゅつしんこうししん
第 4 期岩手県文化芸術振興指針

いわてけん
岩手県

れいわ ねん がつ
令和 7 年 月